

山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山鹿市長 早 田 順 一

## 山鹿市規則第16号

### 山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則（平成27年山鹿市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号イ中「山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年山鹿市条例第36号）第13条第4項第3号アからウまで」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イからハまで」に改める。

附則第4項から第6項までを削り、附則第7項を附則第4項とし、附則第8項を削る。

別表備考第6項中「法」を「子ども・子育て支援法」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 7 この表に定める利用者負担額（同表備考第3項から第6項までの規定を適用する場合には、これらの規定を適用した後の利用者負担額）について、教育・保育給付認定保護者の属する世帯に22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（この項において「算定対象者」という。）が2人以上いる場合の当該算定対象者のうち最年長の者から順に2番目以降の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0円とする。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。